

佐倉市議会報告会実施要綱（案）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、佐倉市議会基本条例（平成 22 年佐倉市条例第 34 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会報告会（以下「報告会」という）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告会の構成）

第 2 条 報告会は、次の各号に掲げる事項で構成する。

- (1) 議会報告会 … 定例会における会議などの議会活動について、その審議過程等を含め、市民に報告するための会議
- (2) 意見交換会 … 議会及び議員活動に資するための情報を取得するため、市民と議員が意見を交換するための会議

（報告すべき内容等）

第 3 条 報告すべき内容には、議決等の結果にとどまらず、本会議等において各議員が発言した意見、討論など、審議及び審査過程が明らかになる事項を含むものとする。

2 報告テーマは、次の通りとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項に規定する予算及び、同法第 233 条第 1 項に規定する決算に関連した議案（以下、「予算・決算関連議案」という）
- (2) その他広報公聴委員会（以下「委員会」という）が決定した事項

（開催時期）

第 4 条 報告会の開催時期は、次の通りとする。但し、委員会が、報告会を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、開催を取りやめることができるものとする。

- (1) 予算・決算関連議案について審議した定例会の終了後、出来るだけ早い時期
- (2) その他委員会が必要と認めた時期

（実施計画）

第 5 条 報告会を開催する日時及び会場等については、広報公聴委員会が策定した実施計画案を、議長が会派代表者会議に諮って、決定するものとする。

2 前項で規定する実施計画案には、次の各号に掲げる項目を含むものとする。

- (1) 報告テーマ
- (2) 開催日時
- (3) 開催会場
- (4) 出席議員（未検討）
- (5) 会議次第（未検討）

以上が前回の委員会で検討された事項

~~~~~

### （報告会の運営及び役割分担）

#### （資 料）

#### （記録及び公表）

#### （その他）